確　認　書

私は、今般の農地法第３条の規定により農地の取得又は権利設定をするにあたり、下記の事項について確認し、これを履行いたします。

記

□　申請地の取得又は権利設定後は、別紙の営農計画書の内容のとおりに耕作を行います。

また、農地として適正に管理し、耕作放棄により農地を荒廃させることはいたしません。

□　申請地の取得又は権利設定後は、地域の農業者と十分に協調し、地域の用排水路等の共同利用施設の維持管理を善良に行い、維持管理等に要する経費が生じる場合はその負担に応じます。

□　申請地について、許可後は、病気等の特段の事情により農業経営の継続が困難な場合や後継者である家族への経営移譲とした理由以外の転売・早期転用等の申請目的と異なる行為は一切いたしません。

□　万が一、耕作ができなくなったときは、農地中間管理事業により農地中間管理機構（埼玉県農林公社）に貸し付ける等、新たな耕作者を速やかに探します。

□　申請地に農業用施設等の設置又は田畑転換等のための耕作土を搬入する場合は、事前に本庄市農業委員会と協議し、必要な手続きを行います。

また、許可を得られない場合においても、適正に農地を管理いたします。

□　農地法及び確認書の内容に違反したときは、関係機関の指導に異議なく速やかに従います。

【申請地の内容】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 所在地 | 地　番 | 地　目 | 面積（㎡） | 譲渡人 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

令和　　年　　月　　日

本庄市農業委員会長　様

申請人　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　印